

長 崎 県 地 学 会 誌

第 16 号

1971

目 次

研究発表

- 平戸市阿値賀島の地質 松 本 徃 夫 1
沖ノ島における化石オームガイの研究 { 長崎西高等学校地学部 4
長崎南高等学校地学クラブ

教材研究

- 岩石園の活用について 田 中 威 11
簡易偏光顕微鏡による学習 石 川 直 衛 15
雲母検板自作の提案 石 井 哲 夫 19
今夏の天象をふりかえって 原 口 孝 昭 21

他山の石

- 異常干ばつの宮古島と地下水について 西 村 暉 希 23

日曜地質巡検記事

- 諫早市西部の第四系 稲 益 雅 代 27
西彼町亀岳周辺 変成岩類と火成岩類との関係 小 田 忠 昭 29

長崎県地学会会員名簿 32

長崎県地学会会則 表紙ウラ

長崎県地学会記事 裏表紙ウラ

昭和46年10月

長 崎 県 地 学 会

長 崎 県 地 学 会 会 則

- 第 1 条 (名称) 本会は長崎県地学会 (Nagasaki Earth Science Association) と称する。
- 第 2 条 (目的) 本会は長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。
- 第 3 条 (事業) 本会は第 2 条の目的を達するために、下記の事業を行なう。
1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
 2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
 3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
 4. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
 5. その他の研究や地学教育に関する事業
- 第 4 条 (組織) 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。
- 第 5 条 (会員) 本会は、名誉会員・賛助会員・正会員・学生会員およびクラブ会員の 5 種とする。会員は、第 3 条に規定した事業に参加することができる。
- 第 6 条 (会費) 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。
- 第 7 条 (総会) 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。
- 第 8 条 (役員) 本会の役員は、会長 1 名、副会長 2 名、顧問、理事及び幹事各々若干名とする。役員は任期は 2 年とし、重任をさまたげない。
- 第 9 条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐する。
 3. 顧問は本会の運営の相談にあずかる。
 4. 理事は理事会を組織し、総会で決定した基本方針に従って、本会の運営にたずさわる。
 5. 幹事は本会の会務・会計を監査する。
- 第 10 条 (役員を選出) 会長・副会長および顧問は理事会が推薦する。

2. 理事及び幹事は正会員の中からえらぶ。
- 第 11 条 (会則の変更) 会則の変更は、正会員の申し出により、理事会が審議し、総会に計って議決する。

- 第 12 条 (会計年度) 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

附 則

1. 賛助会員は第 2 条の目的を賛助し、附則第 4 項に定める賛助会費を納める個人又は法人で、理事会で承認したものとする。
2. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な功績があり、長崎県に關係の深い者を理事会が推薦する。

3. 会費は、次の区分に従う。但し、経常費でまかなえない場合には別途徴収することもある。

正会員・クラブ会員	年 6 0 0 円
学生会員	年 3 0 0 円
賛助会員	年 1 口 2, 0 0 0 円

名誉会員・顧問 会費の納入を要しない。

4. 理事は、常任理事、下記の地域の代表理事及び職域代表理事をそれぞれ若干名おく。

長崎 (長崎市・西彼杵郡)

中部 (諫早市・大村市・北高来郡・東彼杵郡)

県北 (佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡)

島原 (島原市・南高来郡)

対馬 (下県郡・上県郡)

壱岐 (壱岐郡)

五島 (福江市・南松浦郡)

5. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。

6. 本会の事務局は、長崎市竹の久保町 12-9 長崎県立長崎西高等学校地学室内におく。

昭和 36 年 9 月 24 日施行

昭和 39 年 2 月 5 日改正 (会費)

昭和 40 年 6 月 19 日改正 (顧問, 地域区分)

昭和 42 年 5 月 4 日改正 (クラブ会員, 会計年度, 顧問の会費, 地域区分)

昭和 43 年 4 月 1 日改正 (会費)

昭和 45 年 3 月 1 日改正 (副会長・事務局)